



阿寒湖畔
マリモの湖として
有名である
雌阿寒岳の噴煙と
雄阿寒岳の秀麗な
山容を
湖面に投影して
静寂幽しい景観を
見せる

北海道行政書士会報

発行所
札幌市大通西6丁目
北海道行政書士会
T 03881・020545
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社 正文合印刷所
札幌市菊水西町2丁目
電話07151~3番

第二九号
報 もくじ

巻頭言

強くあれ行政書士

副会長 藤山利夫

特報

支部だより

空知支部

会務報告

第四回理事会

誌上講座

戸籍法について

沢田先生

報告

会 員 移 動

掲 示

行政書士の登録
登録まつ消

事務局日誌

あとがき

10

9

9

8

6

5

4

2

2

北海道

行政
1条の

巻頭言

強くあれ!! 行政書士

副会長 藤山利夫

「行政書士、お前は何するぞ」こんなことをどこかで、誰かが感じていることだろう、と私は思う。

法第一条に行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む)を作成することを業とする。と、その業務は明確に示されており、資格を得て、登録を受け、行政書士会に入会して始めて法第一条の業務を処理し得る者となるのであり、何をやる者かは極めて明かなところである。

昭和二十六年三月一日行政書士法が施行されてからすでに十六年、この間行政書士の資質の向上と業務の適正な執行を確保することを目的として、二回目の法律改正に全国六千有余の行政書士会員が一致団結してこれに当り、そしてこれをなした遂げたのもつい先日の様に感じられるが、(昭三九・一〇・一施行)、最早二カ年にならんとする。この法律改正に伴い業務範囲は拡大され、会員となる資格を高度化し、且つ他の法律による附随業務を排除する等まことに立派な改正であり、その成果は運用によつて期待されるべきものとして、①関係官公署、関連業界、団体、一般の啓発に重点を指向し、更に行政書士法違反者には容赦なく告発の手段を取り、法秩序の確立を願っている。

②広範囲の業務分野をもつ行政書士の業務講習、研修会は本会に於いて全会員を対象として開催することは諸種の事情で至難であり、各支部毎に地域性に応じた取組事件を基盤として開催し会員の資質の向上に努

めている。

会の役員は手前ミソの様に、何時もこんなことを書き連ねて会報のスペースをうめているのではないかとお叱りを蒙るかも知れないが、最近の諸物価の昂騰、特に通信、交通費など、公共料金的大幅な値上その他は会の運営に重大な影響を及ぼしております点を充分御察願いたいたものである。

こんな機微に乗ぜられたわけでは無いが、今春頃から中小企業を対象として、労務管理士、経営経理士、社会保険士、帳票士等法的根拠を有しない資格者養成講座が道内各地で開催され、行政書士業務を侵害する懸念もある。この間関係官公署に申入をなし、更に無資格者で事務所(労務管理士何某)を開設して行政書士行為をしている者は告発の手続をとっている。各々の管下においてもこの種違反事件と認められるものあらば、支部長経由で本会に通報願いたい。更にまた中央では「労務保険士」制度を立案し、社会労働委員会において審議中であるとの連絡をうけた。

法案(別途掲載)の業務内容を見るに、行政書士業務に外ならない。吾々業界は挙つて立法化の阻止に最善を尽くすべき秋である。変転した連合会も漸く軌道に乗れるか? と思うとまたしても新しい問題に遭遇する。種々考えをめぐらしているうち、「行政書士、お前は何をやるぞ」と私のどこかで……否こんなことではいけない、今こそ会員の総力を結集して業務を研修し、自からを開くことにあるのだ。

特報

●行政書士法を無視して立法化せんとする「労務保険士法」に反対する
会員総けつ起の重大事
問題になる「法案」の抜すいを照介

◇労務保険士法案 関係部分抜萃

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、労務保険士の制度を定めてその業務の適正を図り、もつて労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「労務保険士」とは、主務大臣の免許を受け、労務保険士の名称を用いて、次の各号に掲げる業務(その業務を行なうことが行政書士法「昭和二十六年法律第四号」以外の他の法律において制限されているものを除く)を行なう者を云う。
一、別表第一に掲げる法令及び社会保険に関する法令(以下「労働社会保険諸法令」という)に基づいて行政機関に提出する申請書、届出書、報告書、その他の書類を作成すること。
二、労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類(前号に掲げる書類を除く)を作成すること。
三、労働に関する事務(労働争議に関するものを除く)及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事務について相談に応じ、又は指導すること。

第二十五条 労務保険士でない者が、労務保険士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(労務保険士業の制限)

第二十六条 労務保険士業を行なう労務保険士でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て第二十一条及び第二十三条に規定する業務を業として行なつてはならない。ただし他の法律に別段の定めがある場合には、この限りでない。

第六章 罰 則

第三十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一、虚偽又は不正の事実に基づいて労務保険士の免許を受けた者。

六、第二十六条の規定に違反した者

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

五、第二十五条の規定に違反した者。

附 則

(施行期日)

1 この法律は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特別労務保険士試験)

2 昭和四十二年六月三十日までの間に限り特別労務保険士試験を行なう。

3 特別労務保険士試験に合格した者は、第三条の規定にかかわらず、労務保険士となる資格を有する。

(名称使用に関する経過規定)

9 この法律施行の際現に、労務保険士若しくはこれに類似の名称を用いている者は、この法律の施行の日から起算して一年間は第二十五条の規定に

(資格)

第三条 次の各号の一に該当する者は、労務保険士となる資格を有する。

一、労務保険士試験に合格した者

二、第二十一条の規定による労務保険士試験の免除科目が第九条に掲げる試験科目の全部に及ぶ者
弁護士となる資格を有する者は、前項の規定にかかわらず、労務保険士となる資格を有する。

第二章 労務保険士試験

(受験資格)

第八条 次の各号の一に該当する者は、労務保険士試験を受けることができる。

一、学校教育法(昭和三十一年法律第二十六号)による大学において学士の称号を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わつた者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者

二、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校高等科、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学予科又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業し、又は修了した者

三、司法試験第一次試験又は高等試験予備試験に合格した者。

四、国又は地方公共団体の公務員として労働社会保険諸法令に関する事務に従事した期間が通算して三年以上になる者。

五、国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間が通算して五年以上になる者。

六、行政書士の業務に従事した期間が通算して三年以上になる者。

七、労務保険士又は弁護士業務の補助に従事した期間が通算して五年以上になる者。

第三章 労務保険士業

(事務所)

第十六条 前条の規定により届出をした労務保険士(以下「労務保険士業を行なう労務保険士」という)はその業務を行なうための事務所を二以上設けてはならない。ただし、特に必要がある場合において、主務大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(第五章 雑 則)

(名称の使用制限)

かわらず、従前の名称を用いることができる。
(行政書士の一部改正)
13 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。
(第一条第二項中「他の法律」を「労務保険士法(昭和四十一年法律第 号)を除き他の法律」に改める。
別表 (省略)

行政書士法(抜萃)

第一条 行政書士は他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする。
2 行政書士は前項の書類の作成であつてもその業務を行なうことが他の法律において制限されているものについて業務を行なうことができない。

支部だより

空知支部業務研修会

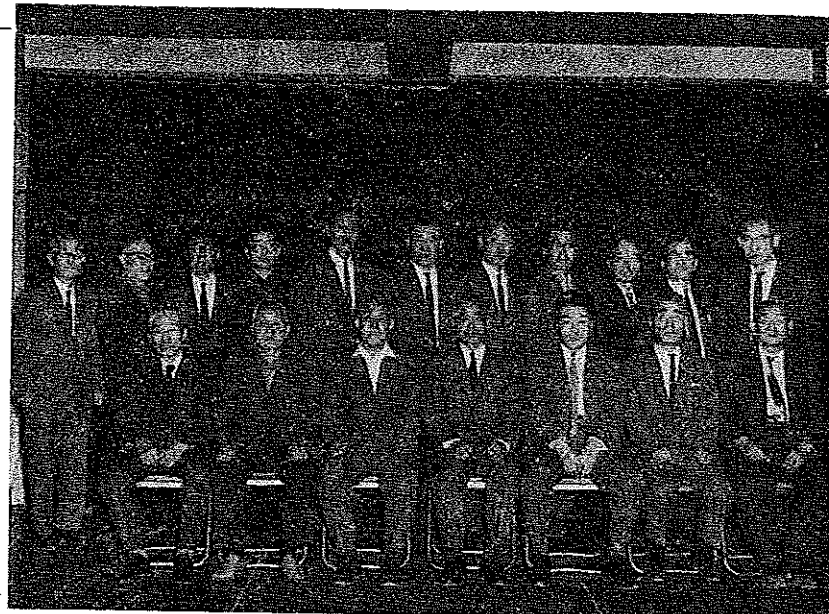
- 一、場所 滝川市役所三階ホール
- 二、日時 昭和四十一年七月十日午前十時
- 三、出席者 支部会員約四十名
- 四、来賓 本会より渡辺会長、藤山副会長
- 五、講師と研修科目
 - 1、農地法の一般について
空知支庁経済部農務課農地係
小作主事 中井一郎先生
 - 2、河川敷地使用等許可申請書作成について
北海道開発局石狩川開発建設部



研修会場

◆第四回理事会

- 一、日時 七月六日午後一時半
- 二、会場 札幌市経済センター(北一西二丁目)
- 三、出席者 渡辺、藤山、岸川(正副会長) 外二十名
- 四、来賓 道庁地方課行政係 小野主事
- 五、議事
 - (イ) 開会宣言
会長挨拶と綱紀委員長選任について
綱紀問題発生に伴い緊急書面決議により小坂清二氏を委員長に選任されたので承認を願いましたところ満場一致承認。綱紀委員長小坂清二氏と決定。
 - (ロ) 日行連臨時総会出欠について
予算を勘案して全員欠席に決定
予算更正について
鈴木経理部長より経理の現況説明し、更生を必要とする項目
一、会議費
 - (ハ) 空知支部の定時総会の記事は二十八号の支部だよりの欄に掲載しましたが写真が足りませんでしたので本号に掲げます。

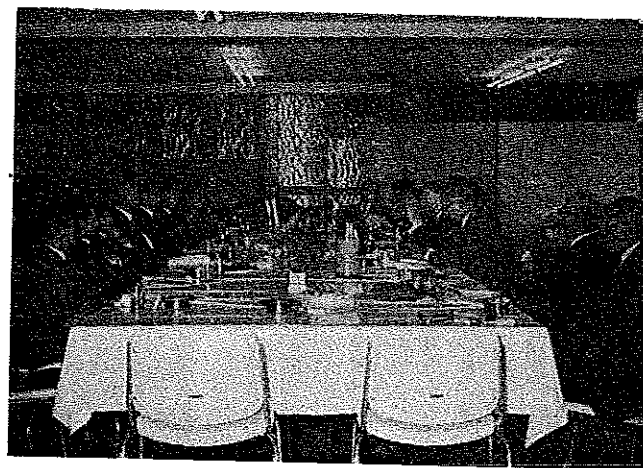


空知支部の定時総会の記事は二十八号の支部だよりの欄に掲載しましたが写真が足りませんでしたので本号に掲げます。



屋上に於て

- 総理府事務官 中村文男先生
3 (イ) 贈与により農地及び採草放牧地を取得した場合の不動産取得税の納期限の延長並びに納税義務免除と書式関係
(ロ) 不動産取得税の概要と書式
空知支庁税務部課税課
直税第二係長 高橋昭一先生
一、記念撮影
昼食後庁舎屋上に於て出席者一同の記念撮影。
一、質問
講師先生からプリント等の資料により詳細に説明がなされたが夫々多数質問あり、部分については更に詳しい説明があったので、出席者は最後まで一人の中座するものなく、熱心に受講された。
一、閉会
午後五時過ぎ研修が終了したので今村支部長より閉会の挨拶あり。
一、懇親会
同会場に於いて出席者及び講師を混えて懇親会に入り盛會裡に五時三十分頃散会。
◎記念写真



理事会々議の風景

- 2、企画費(会報費)
- 3、事務費(旅費、印刷費、慶弔費)等詳細報告しました。必要額は支出して年度末に於いて全項目を通して更生確定理事会の承認を得ることに全員一致賛成
労務管理士及び社会保険士法案反対運動について
類似美法立法に反対する件につき反対要望書を日行連本部に提出することに決定
要望書草案起草委員長 成沢梅次郎氏
委員 藤山利夫氏
に委嘱した。
(二) 綱紀肅正について

業務違反容疑事件に関する綱紀問題について説明、綱紀委員会に諮問することに決定され、本会より改めて綱紀委員会に諮問、小坂綱紀委員長、緊急綱紀委員会召集(別室にて開催)

○小坂委員長より本件に関して綱紀委員会としての報告あり更に後日文書により詳細報告するとの説明により全員諒解。

(H) 其の他

○常任理事会に追加参画について

旭川支部長兼理事荒瀬次郎氏より申し出のあった常任理事への参画申出は会則改正まではオプザバーとして常任理事会に参画することに決定。

○道庁小野主事より本年度施行の行政書士試験の期日、場所等の発表あり

◎行政書士試験受験案内は会報二十八号に掲載済み。

誌上講座

戸籍法について(第七回)

旭川市役所市民課

沢 田

孝

後見及び保佐

1、後見の意義

後見とは

(1) 親権者のない未成年者

(2) 親権者に未成年者の財産管理権がない場合

(3) 禁治産者の宣告があったときに開始し、その未成年者の一方が当然にその後見人となる。親権者のある未成年者が、禁治産者の宣告を受けた場合には、親権者は当然に後見人とならないで、つぎの(4)の方法によって父母の一方が後見人として家庭裁判所から選任されることになる。

(4) 選任後見人(第三順位)
右(4)によって後見人となるべき者がいない場合には家庭裁判所は親族その他の利害関係人の請求により後見人を選任する。

家庭裁判所が禁治産宣告をする場合に法定後見人がないときは申立により同時に後見人を選任する。

父又は母が親権若しくは管理権を辞し、又は親権を喪失し、或は後見人が辞任したときは、その父又は母若しくは後見人は遅滞なく後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならないことになっている。

後見人は一人の後見人に対して必ず一人であること。一人が数人の後見人になることはできない。

6、後見監督人
後見監督人は後見人に対する監督機関である。後見監督人は、旧法では、絶対的必置機関であったが新法では任意機関であるので必要ある場合にのみ置けばよいことになっている。

後見監督人の数は後見人と異なり一人でなく数人でもよいことになっている。指定又は選任の方法は後見人に準ずることになっている。

7、後見人が更迭する場合
(1) 後見人の死亡又は失踪

(2) 後見人の辞任

(3) 後見人の解任

者、又は禁治産者のため、その身分及び財産関係について、世話するために設けられた、私法的義務であり、この後見の職務を行なう人を後見人、後見を受ける人を被後見人という。親権者のない未成年者とは親権者が死亡した場合は勿論、所在不明等によって事実上親権を行なうことが出来ない場合も含まれる。

親権者に財産管理権がない場合は財産管理上の後見が開始しても、身上に関しては依然として代表権がある。未成年者に対して開始する後見は、親権の延長の制度として、財産上の利益を保全し、適切な監護、教育上の利益を受けられるようこの種未成年者のための制度である。

2、禁治産者と準禁治産者について
(1) 禁治産者
禁治産者とは、心神喪失の常況にあるもので、家庭裁判所により禁治産の宣告を受けたものである。この心神喪失の常況とは、精神上の障害のため行為の結果を認識するだけの意思能力のないことであり、時おり平常の精神状態に復する場合も含まれると解されている。

禁治産者は無能力者の一種であるが行為能力の制限は最も強く、財産上の行為はすべて取消すことができる。

従って有効に財産上の行為をなすについては、後見人の代理以外に途はない。然し婚姻、離婚、認知、養子縁組、等の行為は本人が本心に服し、意思能力があるときに單獨でしなければならず、後見人に不正の行為をし、著しい不利益を被るおそれがあるときは家庭裁判所は後見監督人又は被後見人の親族の請求によって、これを解任することができる。

(4) 後見人の欠格事由の発生
(1) 後見人の欠格事由
(1) 未成年者
(2) 禁治産者及び準禁治産者
(3) 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人または保佐人
(4) 破産者
(5) 被後見人に対して訴訟をし、又はしたもの及びその配偶者並びに直系血族
(6) 行方不明の知れないもの
後見監督人の欠格事由は以上の外に次の事由が加えられる。

後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は後見監督人となることができない。

(5) 法定後見人の婚姻解消又は禁治産者の婚姻
後見終了
(1) 未成年者の後見の場合
(2) 未成年者の死亡又は失踪宣告を受けたとき
(3) 未成年者が成年に達したとき(婚姻により成年に達したときも同様)
(4) 未成年者の親権又は管理権を行なう者があるに至ったとき
養子縁組等により新に親権者ができるときと従来親権者であるものが一時親権又は管理権を失って回復したときとがある。

(2) 禁治産者の場合
(1) 禁治産者が死亡、または失踪の宣告を受けたとき
(2) 禁治産者が禁治産宣告の取消を受けたとき

(3) 禁治産者が禁治産宣告の取消を受けたとき

その戸籍の届出には診断書の添付を要する。

(2) 準禁治産者
準禁治産者とは

(1) 心神耗弱者

(2) 聾者、啞者、盲者

(3) 浪費者であつて家庭裁判所により準禁治産者の宣告を受けたものである。

心神耗弱者とは、精神能力の障害が心神喪失の程度に至らず、不完全な判断力を有するものである。

浪費者とは思慮分別もなく財産を消費する習癖のある者である。

準禁治産者の能力は特定の財産上の行為についてのみ保佐人の同意を要し、その他は單獨でなし得るもので無能力者の中で行為能力の制限は最も弱い。

3、未成年の後見開始
(1) 親権を行なうものがなきに至ったとき
(2) 親権者が管理権を失ったとき
(3) 禁治産者の後見開始
心神喪失の常況にあるものに対して、禁治産の宣告がなされ、その審判が確定したとき。

4、禁治産者の後見開始
心神喪失の常況にあるものに対して、禁治産の宣告がなされ、その審判が確定したとき。

5、後見人の種類
(1) 指定後見人(第一順位)
未成年者に対して最後に親権を行なう者が遺言で指定する。但し管理権を有しないものは指定することができない。

親権を行なう父母の一方が管理権を有しないときは、これを有する一方が、右の規定によって指定することができる。この場合は遺言の効力が発生したとき即ち指定者の死亡したときから効力が生ずる。

(2) 法定後見人(第二順位)
後見人指定についての規定と後見監督人のような監督機関の規定がない外は後見人と同じであり、法定、選定の保佐人がある。

保佐人は準禁治産者の法律行為のうち、法定及び裁判所指定のもののみについて同意権を有し、同意のないものは取り消すことができるにとどまり法定代理人でない。

10、後見人、後見監督人、保佐人の届出の方法
(1) 後見開始の届出
「後見開始の原因及び年月日」と「後見人が就職した年月日」を届出ることが必要である。

(2) 後見開始の日は、開始原因の発生した日である。

即ち、親権者の死亡による場合は死亡の日、事実上親権を行なうことができないため後見を開始した場合は、親権を行なうことができなくなつた日(親権者の所在不明による場合で、所在不明となつた日が明らかでない場合は、便宜所在不明となつた事実を知つた日を後見開始の日として取扱うことになっている)親権辞任の場合は、辞任の日、禁治産者については、禁治産宣告の裁判確定の日である。

(3) 後見人就職の日は、指定後見人の場合は、遺言者死亡の日、選任後見人の場合は選任の審判が後見人に告知された日、禁治産宣告と同時に後見人が選任された場合は、宣告の裁判確定の日である。

裁判告知の時期は、口頭告知の場合はその告知の時、裁判の謄本の送付による告知の場合は、その謄本が後見人に到達したときである。

(4) 届出人は後見人である。

(5) 届出地は被後見人又は後見人の本籍地、若し

登録年月日	登録番号	住 所	氏 名	資 格
41・5・9	石狩13号	札幌市月寒東一条10丁目	石岡 豊太郎	法2条2の5
41・5・19	〃 14号	江別市緑町西1丁目	長浦 正志	〃
41・6・1	〃 15号	札幌市白石中央47番地	伊藤 徳文	法2条1
41・6・8	〃 16号	札幌市北28条西9丁目	留目 正	法2条2の2
41・6・13	〃 17号	札幌市北14条西2丁目	島本 勇蔵	〃
41・6・22	渡島4号	函館市日吉町5番地	亀田 秀雄	法2条2の5
41・6・25	後志4号	小樽市緑町4の8	山田 平八郎	法2条1
41・6・18	〃 5号	小樽市長橋町11番地	熱田 平八郎	法2条1
41・6・2	空知5号	滝川市大字大町210番地	新道 清一	法2条2の5
	上川7号	旭川市川端町11丁目	高橋 清一	〃

◇行政書士の登録

支部	氏 名	住 所	退会年月日	備 考
函館	武田 恭司	山越郡八雲町東町99	7・8	死 亡
室蘭	荒井 鉄五郎	室蘭市本町74	8・17	〃
釧路	刀根 敏夫	釧路市共栄大通7丁目	8・20	廃 業

◇退 会

支部	氏 名	住 所	退会年月日	備 考
根室	七九一	木下 港二	野付郡別海村西春別原野1916番地	8・26
空知	七九〇	新道 巖	滝川市大字大町210番地	〃
〃	七八九	龜田 秀雄	函館市市場町29	8・13
函館	七八八	白岩 司	山越郡八雲町字落部163	〃
旭川	七八七	吉原 嘉夫	上川郡剣淵町元町6374	8・10
釧路	七八六	高瀬 清七	川上郡弟子屈町字弟子屈434	8・8
十勝	七八五	大下 春見	帯広市西一条1丁目	8・3
札幌	七八四	伊藤 徳文	札幌市白石町本通791 竹川測量KK内	〃

くは後見人の所在地である。届出の期間は就職の日から十日以内、添付書類は一般届出の場合と同様関係戸籍謄抄、本の外に選任の場合は裁判の謄本、指定の場合は遺言書謄本を添付する。

(一) 十五歳未満の養子が継縁する場合にその養子が縁組継続中に実父母死亡等により養子の継縁後に親権者となるべきものがなく後見が開始し、後見人となるべきものが届出るときは、その他の事項欄に「養子某は継縁により後見人に就職する」と記載すればこれを受理した市町村長にこの届書に基づき職権で後見に関する事項を戸籍に記載する取扱であるから、改めて後見開始の届出を要しない。

この継縁届には後見人選任の審判書の謄本の添付を要する。

後見人更迭

(2) 後見人の更迭は、前に後見人があつて、その後見人が死亡、欠格事由の発生、辞任又は解任の裁判確定によつて、新たに後見人ができる場合であるが前任の後見人についての届出では、後任の後見人の更迭届によつて処理されることになるから不要である。更迭届には「後見人更迭の原因及び年月日」と「後任後見人就職の年月日」が必要である。

この中の更迭の原因とは、前任者がその地位を失つた原因即ち、後見人の死亡又は失踪宣告、辞任、解任、欠格事由の発生、法定後見人の婚姻の解消、又は禁治産者の婚姻等である。

届出人は後任後見人、届出期間は後任後見人の就職の日から十日以内、届出地は後見開始の場合と同様である。

報告 会員移動

◇入 会 (41年7月1日より8月末日まで)

支部	氏 名	住 所	入会年月日	備 考
空知	七六六 南 利昌	深川市深川町字達来町2丁目32番地	7・1	新入会
釧路	七六七 芹田 俊夫	釧路市光陽町19の20	7・4	〃
〃	七六八 井出 利明	〃 白金町11番地の4	7・6	〃
〃	七六九 戸田 栄一	白糠郡白糠町大字白糠村字マサルカ番外地	〃	〃
〃	七七〇 岩崎 武	阿寒郡阿寒町15線30番地	〃	〃
〃	七七一 窪田 正克	釧路市浦見町4丁目17	〃	〃
〃	七七二 川口 時次郎	白糠郡白糠町白糠市街栄町	〃	〃
〃	七七三 明石 富男	釧路市黒金町10丁目4	〃	〃
〃	七七四 東海林 正市	釧路市春採23番地	〃	〃
〃	七七五 沢野 浩	釧路市若松町	〃	〃
旭川	七七六 武田 力一	旭川市4条14丁目右4号	7・7	〃
小樽	七七七 山田 郁	小樽市稲穂町西6丁目 信販ビル内	〃	〃
〃	七七八 熱田 平八郎	小樽市長橋町11番地	7・9	〃
〃	七七九 加藤 春松	三笠市本町250	7・12	〃
空知	七八〇 早坂 猛雄	白糠郡白糠町春日町	7・13	〃
釧路	七八一 車谷 芳太郎	釧路市栄町7の1	7・19	〃

後見終了の届出の記載事項は、後見終了の原因及び年月日である。

成年に達したことを原因とする後見終了の日は「年齢計算ニ関スル法律」によつて出生日に応当する前日となる。

(4) 後見監督人及び保佐人 後見監督人については、就職、更迭及び終了の届出、保佐人については、保佐開始、更迭及び終了の届出があるが届出の要領は後見の場合と同じである。

事務局日誌

七月

1日 入会、空知1
会費三ヵ月以上滞納会員に督促状発送(一九六通)

4日 入会、釧路1
午後一時より札幌市北一西2経済センターに於いて第四回理事会(綱紀委員四名を含む)を開く

6日 入会、釧路8
入会、旭川1、小樽1

7日 本年度実施の行政書士試験案内書、各支部長宛

支部	41年6月30日現在	年入会	支部間移動	退 会	41年8月31日現在
		新入	出 入	死亡 廃業 小計	
札幌	144	1	1		144
函館	39	2		1	40
小樽	40	2	1		43
旭川	62	3			65
釧路	90	2			92
十勝	10				10
空知	7				7
室蘭	61				61
根室	37	1			36
釧路	13	1			14
釧路	54	1			55
釧路	23	13			35
釧路	10	1			11
計	590	26	1	2	616

